

人権問題を考える—公民権運動を事例として—

東京学芸大学教授 川手圭一

はじめに

2008年11月にバラク=オバマがアメリカ合衆国で初めての「黒人」大統領に選出されたことは、当のアメリカはいうに及ばず、多くの世界の人々に歓喜の声で迎えられた。しかしその画期性は、植民地時代からの奴隷制度を廃止してからも長く人種隔離など人種差別行為が続き、今なお「人種」問題が社会の基層に横たわっていることの裏返しともいえる。

人種差別からの解放を考えると、私たちはそもそも「人種」というとらえ方がなんら客観的・科学的なものでないこと、これは社会的・政治的概念であることを確認しておかなければならない。

I 1950年代の展開

1863年のリンカンによる奴隷解放宣言からちょうど100年を経て、1964年に公民権法はようやく成立した。これに先だつ1954年には、アメリカの公立学校における人種隔離政策を違憲と断じた「ブラウン対トピーカ教育委員会事件判決（通称「ブラウン判決」）」が出されている。南部の日常生活では、焦点となった学校以外にも、レストラン、ホテル、劇場、待合室、バス、列車、トイレ、海水浴場等々で人種隔離が行われていた。このブラウン判決は、人種隔離を不当とする最高裁判所判決として、確かに公民権運動の一里塚となったが、実際の差別撤廃はその後も遅々として進まず、黒人たちに失望を与えていた。

翌1955年には、アラバマ州モントゴメリーで、バスのなかで白人に席を譲ることを拒否した黒人女性が逮捕されたことを契機に、約1年間に及ぶバス=ボイコット運動が行われた。1956年11月に最高裁判所は、人種隔離バスを違憲と判決した。このバス=ボイコット運動の指導者として登場したのがマーチン=ルーサー=キング牧師であった。

II 「黒人革命」—1963年のバーミングハム—

モントゴメリーの運動後、人種隔離の維持にやっき

1963年アフリカ系アメリカ人によるワシントン大行進
(写真提供：ユニフォトプレス)

となる南部白人に対し、南部全域で進められた黒人の非暴力抗議運動は、1963年の「解放100周年」にあたる「黒人革命」で一つの頂点を迎えた。キング牧師が1963年4月16日に獄中から書いた手紙を所収する『黒人はなぜ待てないか』（みすず書房、初版1966年）は、1963年のアラバマ州バーミングハムの非暴力直接行動を詳述している。

このバーミングハムでは、市政の実権を握るユージン=ブル(闘牛)=コナーのもとで、黒人に対する暴力が吹き荒れていた。そのなかで、人種隔離に反対する示威運動は、「プロジェクト・C」と称し、非暴力のすわり込みやボイコット行動を実行した。対象となったのは、黒人を排除した公園、ランチ・カウンター、白人教会、繁華街の商店、図書館などであった。抗議運動の逮捕者は5月までに3000人に達し、逮捕者はさらに参加した多くの子どもたちにも及んだ。キング牧師もバーミングハム市刑務所に拘留された。ここからキング牧師は、自分の行動を「愚かでききをわきまえない」と非難する地元牧師たちに対して、「なぜ待てないか」という反論の手紙を書き、それは新聞などに広く掲載され、反響をよんだ。

III 公民権法の成立

バーミングハムでの黒人弾圧が国内外で問題となる

なかで、8月には公民権法成立に向けてケネディ大統領に圧力をかける「ワシントン大行進」が行われ、20万人を超える人々が参加した。その壇上でキング牧師は、「私には夢がある」と題する講演を行った。

11月22日にケネディ大統領がダラスで暗殺されるという思いがけない不幸に見舞われたものの、あとをついだジョンソン大統領のもとで1964年に公民権法が成立した。公民権法は、投票、教育、公共施設利用上の人種差別を禁止し、そのために司法長官や公民権委員会の権限が強化され、雇用機会の平等を保障する平等雇用委員会も設置された。しかし、その後も南部では黒人の参政権は剥奪されたままであり、黒人の有権者を登録する投票権登録運動が、白人による暴力行為が吹き荒れるなかで進められた。1965年には、州の登録官が黒人の有権者登録を受理しない場合には、司法長官が連邦職員を派遣して受理できるとした投票権法が成立した。同じく65年には、連邦政府と契約する企業にマイノリティの優先雇用を求めるアファーマティブ・アクションが始まった。

IV 「草の根」の公民権運動

このようなアメリカにおける公民権運動を通しての黒人による人種差別撤廃、人権獲得のたたかいは、これまで1968年に暗殺されたキング牧師の「非暴力闘争」に象徴的に示され、理解されてきた。しかし、公民権運動は、現実には人種差別をこらむ南部黒人たちが日常の生活のなかで立ち上がったものであり、そうした無数のたたかいであったということを忘れてはならない。アメリカ現代史研究者の樋口映美は、近年、こうした公民権運動をたたかった無名の黒人女性たちの自伝・回想録を精力的に翻訳して紹介し、公民権運動の等身大の姿に迫ろうとしている。①アン＝ムーディ『貧困と怒りのアメリカ南部—公民権運動への25年』（彩流社、2008年）、②ウィンソン＝ハドゥソン／コンスタンス＝カリー『アメリカ黒人町ハーモニーの物語—知られざる公民権の闘い』（彩流社、2012年）。

いずれも、地元の公民権運動組織の一翼を担った女性活動家たちのたたかいであり、そこからは単に人種差別の問題だけでなく、女性であるがゆえの視点、そこに映し出される矛盾もみえてくる。①は、公民権運動を理解するための教科書・参考書としてアメリカの高校や大学でも広く採用されているようだが、著者の

子ども時代から黒人家族の暮らし・学校生活における葛藤が克明に描かれ、大学生として「すわり込み」を始め、運動に身を投じていく姿が明らかとなる。彼女自身が「ワシントン大行進」に参加したとき、その眼に映るキング牧師は、指導者ではなく、「夢を見ている人たち」でしかなく、「私たちは夢を見るどころか眠る時間もないのに」と考える場面、また1963年のバーミングハムの教会爆破事件に接し、ただ「祈る」だけの非暴力に対して疑念を抱くというのは、先に述べた公民権運動の表層からはみえてこない視点であろう。②でも、先の「ブラウン判決」後に実際にミシシッピ州で公立学校の人種統合を進めるとき、白人生徒のための私立学校が開校され、人種分離と対立が続いたこと、また人種統合のために子どもを小学校に通わせる家族がこうむる恐怖と困難が詳しく描かれている。

V 残された課題

公民権運動を経て、公共空間で「人種」を理由にした差別が是とされることはなくなった。しかし、人種の問題は直接にそうと言及しづらい、貧困や犯罪の問題へと姿を変えながら、克服しきれない社会問題であり続けているといえよう。アファーマティブ・アクションのような積極的差別是正策は、中産階級以上の黒人を保護しても、多くの黒人には役立つものではなかった。それにもかかわらず、こうした政策が「逆差別」であるとする攻撃のなかで、1990年代になると「人種」を理由としたこのような是正策はほとんどできなくなった。

近年の新自由主義的潮流とグローバリゼーションの展開は、アメリカ社会の貧困と社会的分断の問題をいっそう深刻なものとしている。失業率、貧困率における人種間格差はなお歴然としており、健康保険をもたず病気に苦しむ黒人も多い。公民権運動で問われた人権をめぐるたたかいは、今、新たな形で連帯と運動を立ち上げる際の道標となってくれるのではないだろうか。

本文中に記した文献以外に、参考文献として以下のものを示しておく。

上杉忍『アメリカ黒人の歴史—奴隷貿易からオバマ大統領まで』（中公新書、2013年）

シェルビー＝スティール（藤永康政訳）『白い罪—公民権運動はなぜ敗北したか—』（径書房、2011年）